

「国道２４号烏丸通歩行者・自転車通行安全協議会」規約

(名称)

第１条 本会は「国道２４号烏丸通歩行者・自転車通行安全協議会」（以下、「本協議会」という）と称する。

(目的)

第２条 国道２４号烏丸通（烏丸五条～烏丸七条間）において、地域住民への広報及び地域住民等との意見交換により、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な利用環境整備を推進するため、本協議会を設立する。

(協議内容)

第３条 前条の目的を達成するため、次の事項について検討するものとする。

- ①現況の課題と整備手法の検討について
- ②当該地区における歩行者と自転車の通行環境整備の推進
- ③利用者への安全利用に関する啓発

(組織)

第４条 本協議会は別表に掲げる委員とする。但し、必要に応じ座長が指名する者の参加を求めることができる。

- ２．本協議会には座長を置く。
- ３．座長は委員の互選により選任する。
- ４．座長は必要の都度、本協議会を招集し、会務を総括する。
- ５．本協議会は、地域住民等に対して、整備目的の理解と自転車交通に関する知識の向上を図るため、自転車通行意識向上会議（以下、「ワークショップ」という）を設ける。
- ６．ワークショップは稚松学区、尚徳学区、皆山学区毎に設けるものとし、メンバーは事務局が招集する。

(事務局)

第５条 本協議会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所管理第二課、京都市建設局自転車政策推進室、京都市下京区地域力推進室に置く。

(雑則)

第６条 この要領に定めるもののほか、本協議会運営に関して必要な事項が生じた場合は、その都度本協議会に諮り、これを決定する。

(附則)

この規約は、平成３０年 ３月２６日から施行する。

平成３０年 ７月 ５日 一部改正

国道２４号烏丸通歩行者・自転車通行安全協議会 委員名簿

【委員】

立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授 小川 圭一
一般社団法人 京都府バス協会 専務理事
一般社団法人 京都府トラック協会 専務理事
一般社団法人 京都府タクシー協会 専務理事
公益社団法人 京都市身体障害者団体連合会 事務局長
皆山連合会 事務局長
稚松学区市政協力委員連絡協議会 会長
尚徳自治連合会 会長
尚徳学区交通対策協議会 会長
東本願寺前商店会 会長
真宗大谷派（東本願寺） 総務部 次長
京都府警本部 交通部 交通企画課 交通戦略室長
京都府警本部 交通部 交通規制課 課長補佐
京都府下京警察署 交通課長
京都府 府民生活部 安心・安全まちづくり推進課 防犯・交通安全まちづくり担当 副課長
京都府 建設交通部 道路管理課 安全・指導担当 副課長
京都市 建設局 建設企画部 建設企画課長
京都市 建設局 土木管理部 土木管理課長
京都市 建設局 道路建設部 道路環境整備課長
近畿地方整備局 京都国道事務所長

【事務局】

京都市 建設局 自転車政策推進室
京都市 下京区役所 地域力推進室
近畿地方整備局 京都国道事務所 管理第二課

国道２４号烏丸通歩行者・自転車通行安全協議会 規約 新旧対照表

規約（新）	規約（旧）	備考
「国道２４号烏丸通歩行者・自転車通行安全協議会」規約 （名称） 第１条 本会は「国道２４号烏丸通歩行者・自転車通行安全協議会」（以下、「本協議会」という）と称する。 （目的） 第２条 国道２４号烏丸通（烏丸五条～烏丸七条間）において、地域住民への広報及び地域住民等との意見交換により、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な利用環境整備を推進するため、本協議会を設立する。 （協議内容） 第３条 前条の目的を達成するため、次の事項について検討するものとする。 ①現況の課題と整備手法の検討について ②当該地区における歩行者と自転車の通行環境整備の推進 ③利用者への安全利用に関する啓発 （組織） 第４条 本協議会は別表に掲げる委員とする。但し、必要に応じ座長が指名する者の参加を求めることができる。 ２．本協議会には座長を置く。 ３．座長は委員の互選により選任する。 ４．座長は必要の都度、本協議会を招集し、会務を総括する。 ５．本協議会は、地域住民等に対して、整備目的の理解と自転車交通に関する知識の向上を図るため、自転車通行意識向上会議（以下、「ワークショップ」という）を設ける。 ６．ワークショップは稚松学区、尚徳学区、皆山学区毎に設けるものとし、メンバーは事務局が招集する。 （事務局） 第５条 本協議会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所管理第二課、京都市建設局自転車政策推進室、京都市下京区地域力推進室に置く。 （雑則） 第６条 この要領に定めるもののほか、本協議会運営に関して必要な事項が生じた場合は、その都度本協議会に諮り、これを決定する。 （附則） この規約は、平成３０年 ３月２６日から施行する。 平成３０年 ７月 ５日 一部改正	「国道２４号烏丸通歩行者・自転車通行安全協議会」規約 （名称） 第１条 本会は「国道２４号烏丸通歩行者・自転車通行安全協議会」（以下、「本協議会」という）と称する。 （目的） 第２条 国道２４号烏丸通（烏丸五条～烏丸七条間）において、地域住民への広報及び地域住民等との意見交換により、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な利用環境整備を推進するため、本協議会を設立する。 （協議内容） 第３条 前条の目的を達成するため、次の事項について検討するものとする。 ①現況の課題と整備手法の検討について ②当該地区における歩行者と自転車の通行環境整備の推進 ③利用者への安全利用に関する啓発 （組織） 第４条 本協議会は別表に掲げる委員とする。但し、必要に応じ座長が指名する者の参加を求めることができる。 ２．本協議会には座長を置く。 ３．座長は委員の互選により選任する。 ４．座長は必要の都度、本協議会を招集し、会務を総括する。 ５．本協議会は、地域住民等に対して、整備目的の理解と自転車交通に関する知識の向上を図るため、自転車通行意識向上会議（以下、「ワークショップ」という）を設ける。 ６．ワークショップは稚松学区、尚徳学区、皆山学区毎に設けるものとし、メンバーは事務局が招集する。 （事務局） 第５条 本協議会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所管理第二課、京都市建設局自転車政策推進室、京都市下京区地域力推進室に置く。 （雑則） 第６条 この要領に定めるもののほか、本協議会運営に関して必要な事項が生じた場合は、その都度本協議会に諮り、これを決定する。 （附則） この規約は、平成３０年 ３月２６日から施行する。	第１条 【変更なし】 第２条 【変更なし】 第３条 【変更なし】 第４条 【変更なし】 第５条 【変更なし】 第６条 【変更なし】 附則 【平成３０年７月５日一部改正】追記

別表		別表	別表
国道２４号烏丸通歩行者・自転車通行安全協議会 委員名簿		国道２４号烏丸通歩行者・自転車通行安全協議会 委員名簿	
【委員】		【委員】	
立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授 小川 圭一		立命館大学 理工学部 都市システム工学科 教授 小川 圭一	
一般社団法人 京都府バス協会 専務理事		一般社団法人 京都府バス協会 専務理事	
一般社団法人 京都府トラック協会 専務理事		一般社団法人 京都府トラック協会 専務理事	
一般社団法人 京都府タクシー協会 専務理事		一般社団法人 京都府タクシー協会 専務理事	
公益社団法人 京都市身体障害者団体連合会 事務局長		公益社団法人 京都市身体障害者団体連合会 事務局長	
皆山連合会 事務局長		皆山連合会 事務局長	
稚松学区市政協力委員連絡協議会 会長		稚松学区市政協力委員連絡協議会 会長	
尚徳自治連合会 会長		尚徳自治連合会 会長	
尚徳学区交通対策協議会 会長		尚徳学区交通対策協議会 会長	
東本願寺前商店会 会長		東本願寺前商店会 会長	
真宗大谷派（東本願寺） 総務部 次長		真宗大谷派（東本願寺） 総務部 次長	
京都府警本部 交通部 交通企画課 交通戦略室長		京都府警本部 交通部 交通企画課 交通戦略室長	
京都府警本部 交通部 交通規制課 課長補佐		京都府警本部 交通部 交通規制課 課長補佐	
京都府下京警察署 交通課長		京都府下京警察署 交通課長	
京都府 府民生活部 安心・安全まちづくり推進課 防犯・交通安全まちづくり担当 副課長		京都府 府民生活部 安心・安全まちづくり推進課 防犯・交通安全まちづくり担当 副課長	
京都府 建設交通部 道路管理課 安全・指導担当 副課長		京都府 建設交通部 道路管理課 安全・指導担当 副課長	
京都市 建設局 建設企画部 建設企画課長		京都市 建設局 建設企画部 建設企画課長	
京都市 建設局 土木管理部 土木管理課長		京都市 建設局 土木管理部 土木管理課長	
京都市 建設局 道路建設部 道路環境整備課長		京都市 建設局 道路建設部 道路環境整備課長	
近畿地方整備局 京都国道事務所長		近畿地方整備局 京都国道事務所長	
【事務局】		【事務局】	
京都市 建設局 自転車政策推進室		京都市 建設局 自転車政策推進室	
京都市 下京区役所 地域力推進室		京都市 下京区役所 地域力推進室	
近畿地方整備局 京都国道事務所 管理第二課		近畿地方整備局 京都国道事務所 管理第二課	
		小川委員 所属学科名の変更	